【研究ノート】

取得時効と登記—境界紛争型に限定して(2)

足立清人

研究ノート

取得時効と登記―境界紛争型に限定して(2)

足立清人

目次

- 1. はじめに
- 2. 平成18年1月17日最高裁判決
- 3. 下級審の裁判例の検討
- (1) 平成18年1月17日判決より前の裁判例 (以上、北星論集51巻第1号)
- (2) 平成18年1月17日判決より後の裁判例
- (3) 下級審の裁判例の分析
 - (イ) 裁判例の整理
 - (口)「悪意」要件(以上,本号)
 - (ハ)「背信性」要件
 - (ニ) 小括
- 4. まとめ

3. 下級審の裁判例の検討

- (2) 平成18年1月17日判決より後の裁判例 続いて、平成18年1月17日最高裁判決以降 に下された下級審の裁判例を検討していく。
- 【7】福岡高判平成18年9月5日判時2013号79頁・判タ1239号256頁(土地明渡請求控訴事件)⁷¹

本判決は、時効完成後に登場した第三者にも177条の背信的悪意者排除論が適用されることを最高裁として初めて示した平成18年1月17判決以降に、同種のケースについて判断が下された最初の裁判例である。本件は、分筆・合筆が繰り返された結果、公図と現況が一致せず、事実・権利関係ともに錯綜している。

〈事実〉 <u>Kは、昭和52年頃、個人で建築業</u>を営んでいたが、その資材置き場を確保する

目的で、B会社から土地を購入することを計 画し、枝番151の土地の売買の斡旋をした不 動産業者や土地家屋調査士らとともに、本件 係争地付近に赴いて現地を見分した。この際、 不動産業者らは、Kに対して、枝番151の土 地の範囲について、プラスチック杭を用いる などして説明した。Kは、これらの説明を受 けて、枝番151の土地の購入を決意したが、 実際の売買契約は、BとKの妻であるYとの 間で締結された。なお、KおよびYは、売買 契約を締結するにあたり, 登記所に備え付け られている字図等の書類や不動産登記簿を確 認することはしなかった。KとYとの間では、 本件係争地を資材置き場として利用すること が前提とされ(黙示の使用貸借契約が締結さ れ), Kは, 遅くとも昭和52<u>年3月中には,</u> 資材置き場として本件係争地の利用を開始し, 同土地の占有を開始した。

D会社は、昭和54年7月31日、Kに対し、内容証明郵便で、本件係争地が枝番94および枝番144の各土地に属するものであることを理由として、同年8月15日までに本件係争地を明け渡すように請求した⁷²。これを受けて、Kは、同年8月13日、Dに対して、内容証明郵便で、本件係争地は枝番151の土地であり、Yがその所有権に基づいて樹木を植栽しているものであって理不尽な要求には応じられないと返答した。この返答後、Dからは本件係争地について明渡請求等をされることはなかったが、KおよびYは、枝番151の土地の境界を外形上明確にする必要があると考え、遅く

とも昭和54年中には、本件係争地の境界に沿っ てブロック塀、フェンス等を設置した。

Xは、社殿等の移転に必要な土地を探して おり,本件係争地付近の土地をその候補地と して検討していたが、昭和61年8月頃、Kに 対し、本件係争地の購入を持ちかけた。Xは、 本件係争地付近の土地を実際に見分しており、 その当時、本件係争地がKの資材置き場とし て利用されていたことや、本件係争地がブロッ ク塀等で区画されていたことを認識していた。 この際、Kは、Xに対し、第三者から本件係 争地の明渡しを求められたことがあること. 将来的には里道を挟んで隣接する枝番161か ら165の各土地を購入する予定があること (平成6年4月22日頃, E会社との間で, 枝 番162の土地を1960万円1000円で購入)等を 説明して、Xの申し出を断った。Kは、同月 6日頃、Xから、枝番2の土地につき、A会 社との売買交渉の仲介を依頼されたため、こ れを引き受けた。しかし、Xは、Aとの間で、 Kの仲介を通さずに、枝番2の土地の売買契 約を締結し、昭和63年1月13日に所有権移転 登記を経由した。 X は、平成元年 3 月 8 日頃、 Yとの間で、本件係争地から道路までの通路 として、枝番2、165および253の各土地の一 部の利用を認めることに合意した。また、X は,昭和62年10月20日頃,枝番94および144 の各土地を買い受け,同日にその所有権移転 登記をなしていた。Xは、枝番2の土地に、 枝番94および枝番144の各土地およびXが所 有するその他の土地を合筆した。Xは、別訴 事件において、Hから枝番93の土地の明渡請 求、〇らから枝番80の土地の明渡請求を受け た。平成11年7月22日には、XとHの間にお いて、XがHから枝番93の土地を270万円で 買い受ける旨の和解が成立した。〇らとの関 係では、控訴審で〇らの主張の事実が概ね認 められ、Xが上告したが、控訴審判決が確定 した。また、Oらとは、Xが起こした別件訴 訟で,平成16年3月22日に和解をして,枝番

80の土地の期限付き使用権を確保した。さらに、Xは、Aほかとともに、平成8年に、国を相手どって、枝番2の土地をめぐる紛争の原因は、登記官の職務上の過誤に基づくものである、として、国家賠償請求訴訟を提起したが、敗訴した。Xは、別件訴訟においてOらの主張が認められた場合に備えて、Yが占有している本件係争地が、Xが神社の土地として購入した枝番2(枝番94および144)および枝番93の土地の一部になるとして、本件係争地の明渡しを求めた。これに対して、Yは、本件係争地は、Yの買い受けた枝番151の土地であり、そうでないとしても、本件係争地の時効取得を主張した。

〈判旨〉(原判決一部変更) 控訴審は,まず,本件係争地が,Xの主張する枝番93,94 および144の各土地の一部か,またはYの主張する枝番151の土地かについて,本件係争地の一部(本件係争地1)は,Xが買い受けた枝番94および144の土地の一部であり,本件係争地2は,枝番93の土地の一部であることを認めた。

そして、Yは、枝番151の土地の占有開始 の時点で,不動産業者や土地家屋調査士らと ともに, 本件係争地の現地見分を行い, これ らの者から本件係争地の範囲について説明を 受け, 購入を決定したので, Yに過失はない, とした。しかも、Yが購入の際に登記所に備 え付けられた字図等の書類や不動産登記簿を 確認しなかったことは、たとえ確認したとし ても,本件係争地が枝番151に含まれないこ とを認識するのは困難だったので, 本件係争 地が枝番151の土地に属すると誤信したこと と、 Yが字図等の書類を確認しなかったこと との間には関連性が認められないので,この 点についても過失は認められない、とした。 したがって、昭和62年3月31日の経過をもっ て, Yが本件係争地を時効取得したことを認 めた。これに対して、Xは、枝番94および144 の土地については昭和62年10日20日頃、枝番

93の土地については平成11年7月22日頃買い受けたので、いずれの土地についても時効完成後の第三者にあたり、177条の第三者にあたるかどうかが問題となる。控訴審は、Xによる枝番94および144の土地の売買において、

「一般に、土地の売買においては、当該目的 地番を特定するだけでなく、広大な山林の場 合などは別として, 現地においてその売買目 的土地の範囲を確認する作業を伴うものであ り,これを要するに、地番の特定と現地の確 認という二つが相俟って目的土地の特定がな されるのである」として、Xが、本件係争地 を含まない範囲の土地が売買目的の土地であ ると現地で確認して買い受けたのであるから、 Xは本件係争地を買い受けていないことにな る。したがって、後から、枝番94および144 の土地に本件係争地の一部(本件係争地1) が含まれることが判明したからといって、遡っ てXが本件係争地1を買い受けたことにはな らないので、Xの本件係争地1の明渡しを求 める請求は理由がない、とした™。他方、枝 番93の土地については、別訴事件の係属中に、 本件係争地2が枝番93の土地に含まれること が判明した後で、平成11年7月22日の訴訟上 の和解で、枝番93の土地の所有者である日か らこれを買い受けたものである。したがって、 本件係争地 2 について、 X は、 Y による本件 係争地の取得時効の完成後の第三者として、 両者の関係は対抗問題となる、とした。

控訴審は、Yが、背信的悪意者であるXに対して登記なしに時効取得を主張できると判示した原判決に対して、一般論は正当だが、その結論は是認できない、として、「(ア) Yが枝番151の土地として占有してきた本件係争地は、実は枝番94及び144、93に含まれる土地であったというのであるから、既に枝番151の土地について登記手続をしているYとしては、さらに権利保全のための何らかの手続をするということが考え難い事情があることは確かである。しかしながら、この点は、

自己の土地の範囲を誤解して隣地の一部を取り込む形で占有を継続し、その部分を時効取得した場合においても同様であるが、この場合には、そのことの故に特別の考慮を要するとはされていない。(イ)また、取得時効制度の趣旨に、継続した事実状態の尊重ということがあることは否定しないが、証拠に基づいて事実が認定できるのであれば、それを尊重するのがいわば本則であって、当該取得時効に係る占有の開始時点よりも古い証拠によらなければこれを確定することができない場合には、対抗問題としないと解することにはにわかに同意することができない」として、本件係争地2に関して、XとYとの関係が対抗問題として処理されることを確認した。

そうして、Xが本件係争地2の譲受につい て背信的悪意者にあたるか否かについて, こ れを認めた原判決を否定して、「Xにおいて、 Yが本件係争地2を長年占有していたことを 知っていたこと、その上で、敢えて本件係争 地2を含む枝番93の土地を買い受けたことは 明らかである。しかしながら、そのことの故 に, 直ちに, Yの登記の欠缺を主張すること が信義則に反するということになるものでも ない。原審のような結論〔Xが背信的悪意者 である〕を導くためには、登記を具備した第 三者を保護することが正義に反し、時効取得 者をこそ保護すべきであるというような格別 の事情が認めなければならないものというべ きである。これを本件の場合についてみるに、 別訴事件及び本件訴訟を通じて明らかになっ た事実によれば、XもYも、さらには別訴事 件の原告であったHやOらも、ともに枝番2 の土地の分筆の経過と現状の不一致のいわば 被害者である。そして, 別訴事件が提起され たことにより、それまで確保していた境内地 の一部を明け渡さなければならないかもしれ なくなるとの危機感を抱いたXが、自らの境 内地を確保するために、敢えて270万円もの 代金を支払い、いわばやむなく取得したのが 技番93の土地なのである。そうであれば、同土地の範囲に本件係争地が含まれており、これをYが長年にわたって占有していることをXが知っていたからといって、Xが法的保護を受けられないというのではかえって公平を失することになる」として、原判決を一部変更し、本件係争地2について、Xは背信的悪意者には当たらないので、本件係争地についてYの登記の欠缺を主張できるとした。

〈コメント〉 控訴審は、Xが背信的悪意者 にあたるか否かについて、Xが、Yの長年に わたる占有を認識している(「悪意」)ことは 認めたが、その「背信性」については否定し た。その理由は、X、Yいずれもが土地の分 筆・合筆の経過と現状の不一致の被害者であ り、 Xが本件係争地 2 を含む枝番93の土地を 取得したのは、別訴事件の係争により、自己 の所有地を確保するために、 やむにやまれ ず、270万円で(当該金額が正当な金額であ るのかどうかは、判旨からは分からない)取 得したのであって、そうであるにもかかわら ず、Xが法的保護を受けられないのでは公平 を失するから、とされた⁷⁴。つまり、本件で は、登記を具備した第三者Xを保護すること が正義に反し、時効取得者Yこそ保護に値す るという「格別の事情」はない、と判断され た。控訴審は、平成18年1月17日判決の判断 枠組みに従って、「悪意」と「背信性」を別 個に判断して, 悪意であっても背信性がない 場合があることを示した。

これに対して、原審(熊本地判平成18年3月27日判時2013号85頁)は、YはXに対して登記なくして取得時効を対抗できる、とした。その理由は、まず、時効完成後の第三者と時効取得者についての判例法理の背後には、

「取得時効の完成後にいつまでも登記なくしてこれを対抗することができるとすることは不動産取引の安全を著しく害することになる一方で,取得時効によって所有権を取得した者が登記の具備に無関心であった場合には,

一定の不利益を受けてもやむを得ないという 利益衡量がある」が、本件の Y は、本件係争 地が枝番151の土地に属すると信じて購入し て, その登記を了しており, 登記所に備え付 けられていた字図等を見たとしても,本件係 争地が枝番151の土地に属していないことを 認識するのは著しく困難だから、 Yが本件係 争地の登記を備えたと誤信したことに過失を 認めることはできず、Yに登記懈怠の帰責性 はないので、判例法理(177条)を適用する 基礎が欠けている、とする™。そうして、「取 得時効の制度は、一定の期間継続した事実状 態を尊重する点にその制度趣旨が存するもの であるが、継続した事実状態を尊重すること とした理由の1つには、散逸した可能性のあ る証拠によって事実を確定するよりも当該事 実状態を尊重した方が当事者の公平に資する という価値判断(継続した事実状態を尊重す ることによる立証の負担軽減) があるものと 解される。かかる点からすると、占有部分が 不動産登記簿上のどの地番に属するものであ るか当事者間に争いがあり、時効取得による 所有権の取得とその後の売買等による所有権 の取得とが対抗関係に立つか否かという点に ついて、当該取得時効に係る占有の開始時点 よりも古い証拠によらなければこれを確定す ることができない場合にまで, 前記判例の規 律の適用を認めることは相当でないと考えら れる。なぜなら、かかる場合にまで前記判例 の規律の適用を認めると、結局のところ、散 逸した可能性のある古い証拠によって確定し た事実を一定期間継続した事実関係よりも尊 重する結果となるからである」として、本件 のような地番と現地が一致していないケース は、判例法理によって規律されるのではなく、 時効取得が優先すべきである、とした76。

また、仮に本件についても前記判例法理の 適用があるとしても、Xは背信的悪意者に当 たるので、YはXに対して登記なくして時効 取得を対抗できる、とした。すなわち、Xは、 Yが長年にわたって本件係争地を利用していた事実を認識しており(「悪意」), Xが枝番94 および144の各土地を取得した際,本件係争地が前記各土地に含まれていないことを前提として,これらの土地を購入したこと,その後も X は,本件係争地が Y の所有地であることを前提とした行動をとってきたことなどから, Xが Y の登記の欠缺を主張することは信義に反する(禁反言→「背信性」)と評価して, X は背信的悪意者に当たるとした。こうして原審は,いずれにしても, Y は登記なしに X に対して本件係争地の時効取得を対抗することができる,とした。

本件は、原審と控訴審とで、その法律構成 が異なり、その判断も正反対に分かれた。原 審は、Yに登記懈怠の帰責性がないことから、 判例法理が適用される基礎を欠いており, さ らに,本件は地番と現地とが一致していない ケースであるから、時効取得が優先して適用 されるべきであり、また、判例法理が適用さ れるとしても、 X は背信的悪意者に当たるか ら、 Yは X に対して登記なしに時効取得を対 抗できる、とした。これに対して、控訴審は、 Xは確かに「悪意」だが、その行動に「背信 性」は認められないので、Xを背信的悪意者 と認めることはできず、Xの一部主張(本件 係争地2の明渡しのみ)が認められた。結論 は異なったといえども、原審・控訴審ともに、 平成18年1月17日最高裁判決が示した判断枠 組みを用いて、Xの「悪意」と「背信性」を 評価した"。

【8】東京高判平成20年10月30日判時2037号30頁(土地所有権確認請求控訴事件)⁷⁸

〈事実〉土地台帳によれば、本件土地を含む ××××番の土地は〇が所有しており、地目 畑、地積 一反三畝一歩、外歩として畦畔⁷⁹ 一畝二四歩と記載されていたとされる。昭和 12年3月23日、××××番の土地は分筆され、1の土地と2の土地となった。分筆の際、 外歩とされていた畦畔の地積が2の土地に含まれたと主張されている。その後××××番1の土地は、表示が○○番9と変更された(本件土地)。畦畔として記載された土地(本件係争地)は、遅くとも昭和40年10月11日の時点では、すでに畦畔として利用されていない状態にあった。昭和43年1月23日、I工務店が、本件土地と本件係争地を1つの土地として、同土地上に建物を建築し、同土地全体をTに売却し、本件建物をXの夫であるKに売却し、その後、本件係争地は、本件土地と一体として、同人らの生活の本拠として占有されてきた。平成16年10月23日、Xがこれらを相続により取得した。

これに対して、Y(地方公共団体)は、本件係争地が二線引畦畔®として記載された土地であると主張し、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律に基づく国有財産特別措置法改正によって、平成16年4月1日に、本件係争地を譲与により取得した。

Xは、本件係争地が外畦畔。であり、自己所有の土地に含まれると主張し、それが認められないのであれば、本件係争地を時効取得したと主張した。それに対して、Yは、本件係争地は二線引畦畔として表示されていた土地であり公共用財産だから、そもそも時効取得は不可能である。また、Yは、Xの時効取得後に本件係争地の譲与を受けたのだから、Xが登記を備えるまでは、その所有権取得を認めないと反論した。

〈判旨〉(原判決取消し・自判) 控訴審は,本件係争地が外畦畔として本件土地に含まれたとする X の主張を却け,本件係争地である畦畔が二線引畦畔であり国有地であると判断した。そうして,畦畔のような法定外公共物⁶²の譲与に関して,「…地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律に基づく国有財産特別措置法改正により,『道路の用に供されている国土交通大臣の所管に属す

る土地について、国が当該用途を廃止した場 合において市町村が道路の用に供するとき』 に譲与を行う(同法5条1項五号)とされた 趣旨は、里道や水路といった法定外公共物の 管理が, 従前財産管理は国の機関, 機能管理 は市町村(東京都の特別区も含む。以下同じ。) という二元的な管理が行われてきたが、地方 分権推進施策の一環として, 財産管理と機能 管理を市町村に一元化すべく, 包括的な譲与 手続を行うこととしたものである。したがっ て, 譲与の対象となるのは, 現に機能を維持 しているものに限られ、公物88としての機能 を失ってしまっている里道や公共用水路等 (以下「機能喪失財産」という。) は、譲与 の対象からは除外されるものとされている…。 公物としての機能を喪失しているか否かの判 断は, 行政手続上は, 譲与を申請する市町村 の判断に委ねられることになる…が、機能喪 失財産であることが明らかであるのに譲与の 申請をすることは、認められていない」とす る。本件については、昭和43年1月23日に、 本件土地および(二線引畦畔と認定された) 本件係争地が一つの土地として売却され、そ れ以降Xらにより占有利用されてきた。この ことから、「…本件係争地は遅くとも昭和43 年1月23日以降は機能喪失財産となっていた というべきであり、本来譲与の対象とされる べきではなかった…⁸⁴。しかるに, … Y は本 件譲与の申請にあたり, 対象土地の個別の調 査をしないまま,譲与対象となる道路等につ き一括して譲与申請をしており、その結果、 機能喪失財産であって本来譲与の対象とすべ きでなかった本件係争地についても譲与を受 けたものであり、仮に調査を行っていれば、 本件係争地が機能を喪失していることは明ら かであるから,本件係争地について譲与の申 請をすべきではないことは容易に認識しえた 筈である。そして、譲与が為されなければ、 Xは時効取得に基づく所有権を, 国に対して 主張しえた筈である。以上のとおり,本件係 争地を含む譲与がなされたのは、市町村が機能管理をしている法定外公共物について、財産管理も市町村に一元化するためであったこと、Yが調査を怠った結果、本来譲与の対象とすべきでなかった本件係争地が譲与されたこと、本件の譲与がされなければXは取得時効に基づく所有権を国に対して主張しえた筈であること等の事情を考慮すると、本件係争地について、譲与を受けたYが、時効成立後の権利取得者として時効取得者に対して、登記の欠缺を主張できるとすることは信義誠実の原則に反するといわざるを得ないから、YはXの登記の欠缺を主張することができないと解するのが相当である」として、Xによる本件係争地の時効取得を認めた。

〈コメント〉 本件は、時効取得者Xと譲与 を受けた地方公共団体Yとの関係を, 時効取 得者と時効完成後の第三者との対抗関係とし て捉えた, 境界紛争型のケースである。原審 (東京地判平成20年3月25日) は、本件係争 地についてXの取得時効の成立が認められる としても85、 Xは所有権移転登記を備えてい ないので、Yに対して時効による所有権取得 を主張することはできず、 Y は背信的悪意者 に当たると言うこともできないから、Xの本 件係争地の所有権確認請求を認めなかった。 これに対して、控訴審は、Yが譲与を受ける にあたり、事前調査を怠り、本来であれば、 譲与の対象でない土地を譲り受けたことから、 そして、Yが譲与を受けなければ、Xが本件 係争地の時効取得を国に対して主張すること ができたなどの事情から、YがXの登記の欠 缺を主張することは信義則に反するとして, Xの本件係争地の時効取得を認めた。本件係 争地の占有についてのYの認識(「悪意」)は, 判旨では触れられていない(もっとも、現地 をみれば、Xの占有は明らかである)。本件 では、一方、譲渡人・譲与を受けた者Yが、 国・地方公共団体であり、本件係争地が機能 喪失財産となっていることから, 譲与の利益

も認められず、しかも、Yが事前調査を怠っ たことからも、 Yによる本件土地の必要性の 低さも推測することができ、他方、 X は、本 件係争地が畦畔(二線引畦畔)であることか ら, その登記を独自に備えることもできず (登記懈怠の帰責性がない), 自己の所有地 に属するとして長年, 占有利用を継続してき た、というXとYの事情が、実質的に比較衡 量されたものと考えることもできる86。本件 は、背信的悪意者排除論によったのではなく、 第三者の過失を認定して(第三者の過失の結 果, 時効取得者による本件土地の取得が妨げ られたこと), 第三者が登記の欠缺を主張す ることが、信義則に反することがあることを 指摘した。事案によっては、背信的悪意者だ けではなく、善意有過失者も、時効取得者の 登記の欠缺を主張することが信義則に反する ことを示した裁判例である87。

【9】大分地判平成20年11月28日判夕1298号 167頁(建物等収去土地明渡本訴請求事件, 所有権移転登記手続反訴請求事件)⁸⁸

〈事実〉 Yの夫〇は、昭和47年8月17日に、 M不動産株式会社から1958番の土地を175万 円で購入した。しかし、〇は、同土地を全く 利用せずに、購入直後から本件土地を造成して製材所を建築し、〇山林業の屋号で製材業 を営み始めた。この際〇は、本件土地上で製 材業を営むにあたり、本件土地の当時の所有 者だったMとの間で賃貸借契約や使用貸借契 約などの契約を締結していない。本製材所は、 昭和60年11月17日、火災により焼失し、〇は、 昭和61年1月、本件土地上に新製材所を再建 し、その後も平成18年頃まで、本件土地上で 製材業を営んできた。〇は、平成19年7月24 日に死亡し、遺産分割協議の結果、〇の遺産 すべてをYが単独相続した。

Mは,昭和45年7月15日,本件土地をIから売買により取得した。Mは,本件土地を平成12年6月14日にHに贈与し,移転登記も経

由した。Xは、平成19年1月15日、Hから本 件土地を30万円で買受け、同年2月22日、所 有権移転登記を経由した。その間の詳細な経 過は、次のようであった。 X は、平成17年6 月15日から同年7月9日まで、本件土地周辺 の土地を買収し、1958番の土地も買収するた め、同年夏頃、O宅を訪問した。Oは、Xに 対して、〇が所有している土地は1958番の土 地ではなく,新製材所が立つ本件土地である 旨, 答えた。Xは不審に思い, 登記簿謄本や 新製材所の平面図等を取り寄せて確認したと ころ、新製材所の所在地は登記簿上、1958番 の土地となっているが、実際は本件土地上に あり、1958番の土地には何も建っていないこ とが判明した。Xは、同年11月から12月頃、 新製材所の各階平面図および建物図面を作製 したR土地家屋調査士に面会して事情を尋ね たところ、Rは、新製材所の実際の所在地は 本件土地上だが、 〇から頼まれて、 その所在 地を1958番であるとして登記申請をした旨, 答え、Rが法務局に登記申請したところ、登 記官の見落としにより、新製材所の表示登記 がなされた。Xはこの時点では、本件土地を 購入する予定はなかったが、平成18年12月頃、 既に買収していた本件土地の東側に隣接して いる1981番の土地と本件土地の境界を確定す るため、本件土地の名義人だったHを訪問し たところ、Hから、本件土地はMから贈与さ れた土地であり、現地を一切確認せずに公簿 で譲り受けたため、境界が不明である、そし て,本件土地とその西隣にある土地との境界 線は明確なので、境界を確定させたいのなら、 本件土地を購入しないか旨の打診を受けた。 さらに X は、これと前後して、大分地方法務 局や大分南消防署,大分市役所,大分県土木 事務所などに赴いて事情を調査したり,本件 土地の前前主や、本件土地の周辺地の所有者 や,新製材所を設計した建築士などにも事情 を尋ねたところ、本件土地は、昭和45年12月 25日から市街化調整区域に入っているので、

本件土地には建物は建てられないはずだが、 〇はそれに反して、本件土地上に旧製材所を 建築し、旧製材所焼失後も、〇は真の所在と は異なる地番で罹災証明書を取得して、新製 材所を再築して、さらに、北側に隣接する1977 番および1978番の土地を無断で進入路として 使用していることが判明した。

Xは、Oによる本件土地占有が不法なものであると判断して、Hから本件土地を購入すれば、全体として境界線が明確になり好都合であると考えて、Hの了解のもと、本件土地を公簿上の面積(99㎡)を基準に、一坪あたり1万円で購入した(なお、Xは、本件土地の周辺地については、一坪あたり7500円で購入しており、本件土地の当時の固定資産評価額は2万5047円だった)。

Xは、自分が所有権移転登記を備えている本件土地上に、Yが所有する建物や動産が存在するので、所有権に基づく妨害排除請求権に基づき、建物等の収去および本件土地の明渡しを求めた。他方で、Yは、本件土地はYの夫であるOが時効取得したものであり、Xは背信的悪意者にあたると主張して、Xに対して、所有権に基づく妨害排除請求権に基づいて、時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求めた。

〈判旨〉(本訴認容,反訴請求棄却) 裁判所は,まず,O(Y)の占有が自主占有であるか否かについて,「Oは,少なくとも昭和47年当時は,本件土地が1958番の土地であると考えていたと推認される」として,O(Y)の自主占有を認めた⁸⁹。

次いで、Yが本件土地の時効取得を、取得時効完成後の第三者(中間取得者) Hおよび転得者 X に対して、登記なしに主張できるか否かについて、「確かに、X が主張するように、本件土地について対抗関係に立つのは乙〔Y〕と丙〔H〕であって、丙が先に登記を備えた以上、丙は、背信的悪意者でない限り、不動産の所有権を排他的に取得したというべ

きであり、乙としては、特段の事情のない限 り、不動産の所有権を取得することはないと いうべきである | とする%。登記欠缺者(乙 [Y]) と登記具備者 (丁 [X]) との法律関 係は相対的に判断すべきである、というYの 主張に対して,「乙は, 丙が先に登記を具備 したことにより、不動産に対する権利を失っ たにもかかわらず、たまたまその後に背信的 悪意者である丁が登場したことにより再び権 利を回復するというのは, 乙に対して過度の 保護を認める結果になり妥当でなく, 法的安 定性の見地からも相当でない」が、「丁が丙 をわら人形として利用するなど, 取引秩序に 著しく反するような態様で不動産取引に関与 してきたような場合まで丁を保護するのもま た妥当ではない」とする。こうして裁判所は、 「乙は, 先に丙が登記を備えた以上, 特段の 事情のない限り,不動産の所有権を取得する ことはできないが、丁が丙をわら人形として 利用するなど、取引秩序に著しく反するよう な態様で不動産取引に関与してきたと評価で きるような背信的事情があるような場合には、 丁は,信義則上,乙との関係で不動産の取得 の効果を主張できない」とする。すなわち、 Yは、第三者(中間取得者) Hとの関係では、 Hが背信的悪意者でない限り, 先に登記を具 備したHが勝つため、Hから本件土地を買受 け登記も備えたXに対しても所有権取得を主 張できないが、Xの買受けに著しい背信的事 情がある場合には、この限りではない、とし

こうして、XがYとの関係で信義則上、本件土地の取得の効果を主張できないほどの著しい背信性があるか否かについての検討に進む。まず、XがHをわら人形として利用したか否かについて、<u>裁判所は、Hが本件土地をMから贈与されたのが、平成12年6月14日であり、Hが本件土地をXに売却したのが、その6年半後である平成19年1月15日であることや、MからHへの贈与について、Xの関与</u>

<u>が認められないことからすると、XがHをわら人形として介在させたとは認定できない</u>, とする。

次いで、Xの本件土地の取得の態様につい て、 Yは、次のことを主張した⁹¹。すなわち、 [1] Xが、Oが長年にわたって本件土地を 占有していることを知っていたこと,〔2〕 Xが,本件土地の墓地としての使用を,大分 市等に対して偽って説明したこと,〔3〕 X は,本件土地の面積が,2342.45㎡もあり, 経済的価値が高いことを熟知しながら、Hの 無知に乗じて、総額30万円という極めて低廉 な価格で本件土地を購入したこと,〔4〕 X が土砂の埋め立て等で、近隣住民とトラブル を起こしていること, [5] Xは近隣住民の 反対を押し切って本件土地周辺地を墓地とし て造成したこと, [6] Xは, 本件訴訟係属 中, Yが取得時効を援用する旨の意思表示を した8日後に、移転登記を妨害するために、 根抵当権設定登記を仮装したこと、以上の事 情を理由に、Xが背信的悪意者であると主張 した。

このYの主張に対して、裁判所は、「確か に, Xは, 本件土地を購入するに際し, Oが 本件土地を長年にわたった占有していること を知っていた」として、Xの「悪意」を認定 した。しかし、「〔1〕 X は、本件土地を購入 するに際し、Oが本件土地を占有するに至っ た経緯等を詳細に調査したこと,〔2〕その 結果, 〇の占有態様には, 様々な問題点(市 街化調整区域のために本来は建物を建てては ならないにもかかわらず旧製材所を建築した ことや、旧製材所が焼失した後も真の所在地 とは異なる地番で罹災証明書を取得して新製 材所を再建したこと,新製材所について登記 する際も真の所在地とは異なる地番で表示登 記をしたことなど)があることが判明したた め、 X は、 O の占有は保護に値しない不法な ものであると判断したこと,〔3〕〇の占有 態様についての上記問題点は、客観的事実や

関係者の証言とも合致しており、XがOの占 有が保護に値しない不法なものであると判断 したことにも相応の理由があること,〔4〕 本件土地の買収は、Xの方から積極的に働き かけたものではなく、Hの方から提案された ものであること,〔5〕 Xが本件土地を購入 したのは、境界問題を解決するためであり、 動機において特段問題視すべき点はないこと, 〔6〕境界が不明確である以上,公簿面積を 基準に購入価格を決めるのは特段不合理では ないこと、〔7〕公簿面積を基準にすること はHも了解していること,〔8〕1坪あたり 1万円という購入価格は、周辺土地の買収価 格と比べてもやや高めであり、当時の固定資 産評価額と比べても妥当であること等を総合 考慮すると、Xが本件土地を購入したのは、 取引秩序に著しく反するような態様であると はいえず、Xには、信義則上、本件土地の取 得の効果を主張できないほどの背信性はない」 として、Xの「背信性」を否定して⁹²、Yの 主張をすべて根拠のないものと却けた。こう して裁判所は、転得者Xの建物収去と土地明 渡しの請求を認めた。

〈コメント〉 本件は地番争いのケースであ り,取得時効完成後の第三者(中間取得者) からの転得者と未登記時効取得者との関係が 問題となった

。転得者の問題をどのように 規律するかについては4, 最判平成8年10月29 日民集50巻 9 号2506頁 (二重譲渡型のケース) 95 が, 背信的悪意者からの転得者について, 転得者自身が背信的悪意者でない限り, 当該 不動産の所有権の取得を未登記権利者に対抗 することができる、とした。つまり、転得者 と未登記権利者との関係を対抗関係として捉 えて, 背信的悪意者の排除は, 転得者と未登 記権利者との間で相対的に判断される, とし た(相対的構成)%。他方, 転得者の扱いにつ いて, 善意者が介在した以上, 転得者が背信 的悪意であっても, 転得者は所有権を確定的 に取得できるとする絶対的構成も主張されて

いる

「ないる」。本判決によれば、時効完成後の第三 者(中間取得者)は、背信的悪意者でない限 り, 所有権を排他的に取得する。そして, 中 間取得者からの転得者が、たまたま背信的悪 意者であった場合に、相対的構成のように、 登記具備者と登記欠缺者との関係を相対的に 判断して, 時効取得者が, (中間取得者との 関係で) 一旦失った権利を再び回復するとな ると, 時効取得者が過度に保護されることに なり、法的安定性が損なわれる。したがって、 転得者がたとえ背信的悪意者であったとして も、善意の第三者(中間取得者)が介在した 以上, 転得者は排他的に所有権を取得できる。 ただし、転得者が、前主を「わら人形として 利用するなど、取引秩序に著しく反するよう な態様で不動産取引に関与してきたような場 合」には、信義則上、転得者は保護されない、 とされた98。つまり、本判決は、絶対的構成 を採用して、転得者の取得の態様が信義則に 著しく悖る場合には、例外的に、転得者の権 利の取得が認められない、とした99。背信的 悪意者からの転得者について判断を下した平 成8年10月29日最高裁判決は、未登記権利者 と転得者との関係を対抗関係として評価した が,本件判決は,未登記時効取得者と転得者 との関係は対抗関係にあるのではなく, 転得 者は原則, 善意の中間取得者の法的地位を特 定承継するが、 転得者の取得の態様が著しく 信義に反する場合、その権利の取得は認めら れない、とした100。このような判断枠組みに 基づいて、裁判所は、Xの本件土地の取得の 態様が著しい背信性を有するか否かについて 具体的に検討する。 X は、本件土地を購入す るにあたり、慎重に調査を重ね、確かにYの 長年の占有は認識していたが、本件土地をめ ぐる法律関係・由来を調査して、Y(O)の 本件土地の占有が不法であると確信して、本 件土地を購入した。こうして裁判所は、Xの 本件土地取得の経緯、そこからY(O)の時 効取得の態様や、Xが背信的悪意者であると

するYの主張を具体的に考量して、Xの本件 土地の取得には、取引秩序に著しく反するよ うな背信性はないとして、Xの主張を認めた。 本判決は、確かに、未登記時効取得者と転 得者との関係について、平成18年1月17日の 最高裁判決の判断枠組みを用いて判断を下し たように読める。しかし、これは、Yが平成 18年1月17日判決の判断枠組みにしたがって、 Xが背信的悪意者にあたると主張したからで ある™。裁判所は、Yの主張に応接して、X の土地取得の態様の判断について、平成18年 1月17日判決の判断枠組みに基づいて、すな わちXの「悪意」と「背信性」について評価 を下し、Xの土地取得の態様に信義則に違反 するような背信性はないと評価した™2。

【10】東京高判平成21年5月14日判夕1305号161頁(建物収去土地明渡等請求控訴事件)¹⁰³〈事実〉 400番1の土地は、昭和19年6月27日, O1からO2が家督相続をし、同年9月1日, H1に譲渡され所有権移転登記を経た。昭和36年1月30日, H2が所有権保存登記を経由し、昭和56年11月6日, H3が相続によって所有権移転登記を受け、平成12年以降、H4が相続して所有している。

K1 (K4の祖父)は、大正時代から、400番1の土地を地主〇1から賃借しており、昭和21年8月6日、(本件建物の)旧建物が建築され、所有権保存登記がK1名義でなされた。昭和19年9月1日、地主が〇2からH1に代わり、それ以降、K1はH1との間で同土地の賃貸借契約を締結していた。その後、昭和43年1月頃に、K4により、本件土地を含んだ土地を敷地として、旧建物の増改築が行われ、本件建物が建築された。その際、旧建物の東側部分(本件土地を含む)を車両2台分の駐車スペースとし、同土地の東端部分(本件土地を含む東側隣地に接する部分)を、建物玄関に至るための通路とした。その後、本件建物の北側に、K3のための居住建物が

建築され、本件建物と同様に、同土地の東端 部分が、K3居住建物に至るための通路とさ れた。昭和45年8月1日付けで、H2とK2 (K4の父) との間で土地賃貸借契約書が取 り交わされている。この間、Kらが本件土地 を本件賃貸借の対象地の一部として使用して きたことについて、OらおよびHらから何ら 異議を述べられることはなかった。昭和65年 (平成2年) ころに、K4とH3との間で、 本件賃貸借契約の更新をめぐって紛争となり (結局, 法定更新がなされた), その後, K 4 (およびYら) は、本件賃貸借の賃料を供 託している。平成12年7月18日,413番1の 土地から本件土地等を分筆するために測量が なされた際に、H3が400番1の土地の所有 者として立ち会い、筆界について異議なく確 認された104。平成19年11月22日, K 4 が死亡 し、その妻Y1とその子Y2とY3が相続し た。

本件土地は,平成12年8月2日,413番1 の土地から分筆され、 〇3および〇4の共有 とされていたが、平成15年12月11日、強制競 売の開始が決定された。本件競売の物件明細 書では,本件土地について,「買受人が負担 することになる他人の権利 なし」、その他 に,「K3が占有している。同人の占有権原 は使用借権と認められる」、「本件土地は、K 1所有の売却対象外建物の敷地の一部であり, 駐車場として使用されている」、注意書きと して、「本書面は、…関係者の間の権利関係 を最終的に決める効力はありません(訴訟等 により異なる判断がなされる可能性がありま す)」などと記載されていた。また、現況調 査報告書には,本件土地についてK3がその 全部を駐車場として使用しており、 〇4の陳 述として、本件土地は誰にも貸していないが、 実際はKらが昔から駐車場として使用してお り,無償使用を黙認している旨, K3の陳述 として、本件土地は昭和21年から建物敷地と して長年使用されており、地主であるHらか らの借地であり、当然にその借地に含まれる と思っていた旨, 執行官の意見として, 本件 土地を分筆したときの測量図に基づき現地を 検尺すると, 本件建物の一部が本件土地にか かるように思えるが、最終的に断定するには、 さらなる測量と, 測量に立ち会った関係者の 話を聴取する必要がある旨、記載された。ま た、平成19年11月19日、Xの従業員が電話で H 4 から、本件土地が本件賃貸借の対象地に 含まれるか否かについてはよく分からず、ノー コメントであるが, 本件建物の一部が少し本 件土地に越境しているとも思われ、本件土地 が時効でH4のものになっていることはない 旨, 聴取している。こうして平成19年3月8 日, Xが最高価買受申出をして,強制競売に より本件土地の所有権を取得し、同月9日、 共有者全員持分全部移転登記を経由した。本 件競売に、H4も入札したが、買い受けるこ とはできなかった105。

Xは、不動産の鑑定評価を業務とする会社 であり、その代表者が不動産鑑定士の資格を 有していた。本件土地の購入の動機は、本件 建物等の所有者・使用者の占有を排除して、 駐車場経営をすることにあった。そして,本 件土地をYらが買い取るなどして解決するこ とについて、 X が負担した買受代金程度では 応じられない、としている。もっとも、本件 土地上には, 水道メーター, マンホールなど が設置されており、本件建物およびK3居住 建物において使用されている水道管等が敷設 されていることは外観上明らかであり、かつ、 本件建物の住宅部分および K 3 居住建物の玄 関の位置に照らして、同各建物への出入りに は本件土地を通行しなければならないことも, 外観上明らかであった。また,本件土地は, 三角形の不整形な土地であり、その形状およ び面積等に照らして,同土地だけでは,車両 一台が駐車するにも十分なものとはいえず, 駐車場経営をするのに適した土地とは到底い えないことも明らかであった。

Xは、平成19年4月11日、K4およびYらを被告として、本件建物の収去および本件土地の明渡しを求めて、本訴を提起し、その後、本件土地をパイプを用いた柵で囲って、本件土地の使用を妨げた。これに対して、K4が死亡したため、訴訟を承継したYらは、本件建物が越境していないこと、Yらが借地している賃貸人による同土地の所有権の時効取得、K4による借地権の時効取得、Xの請求が権利濫用・権利失効の法理により許されないことを主張した。

〈判旨〉(原判決取消し・自判) 原審では, Yらの主張がいずれも認められず,Xの建物 収去および土地明渡請求が認容されたが,控 訴審では,原判決が取り消されて,Yらの主 張が認められた。

まず、本件建物の所在、つまり本件建物が本件土地に越境しているかについて、控訴審は、本件建物が本件土地にまたがって建築されていると認めることはできず、Xの建物収去および同敷地部分の明渡請求は理由がない、とした。

次いで、本件土地の所有権の時効取得について、控訴審は、「本件賃貸借の賃貸人は、その賃貸借対象地を自己の所有地として賃借人に賃貸する意思があったものと認められるから、本件土地については、所有権を有するものとして、賃借人に賃貸したものであり、賃借人を占有代理人として、本件土地を所有の意思をもって占有してきたものというべきであり、明確に自主占有が認められる昭和45年8月1日から20年が経過した平成2年7月31日の満了により本件土地の取得時効が完成したものと認められる」として、Hらによる本件土地の時効取得を認めた。

さらに、控訴審は、Hらが取得時効を援用 しなかったとしても、YらがHらとは別個に 時効援用権を有することが認められれば、そ の行使を妨げられないとして、Yらに時効援 用権が認められるかについて問題とした106。 Xらは、最判昭和44年7月15日民集23巻8号 1520頁を引用して、土地賃借人には賃貸人に よる取得時効の援用権がないと主張した。こ れに対して、控訴審は、X引用の最高裁判決 が、「建物賃借人は建物賃貸人による敷地所 有権の取得時効を援用することができないと したものであって、本件とは事案を異にする ものであり、これにより直ちに土地賃借人に よる土地賃貸人の当該土地所有権の取得時効 も否定されると解することはできない」とす る。そうして、「Yらは、本件土地を時効に よって取得する者〔Hら〕から、当該土地に ついて賃借権の設定を受けた者であり、 当該 取得時効の対象となる土地(所有権)自体に 対して、物権に準ずる権利である賃借権(借 地権)を有することになるのであるから、賃 貸人による当該土地所有権の時効取得を援用 することができるものと解するのが相当であ る」とした。そして、Yらによる時効援用の 効果として, 本件土地を時効取得した賃貸人 (Hら)が時効を援用しない場合でも,「援 用の効果は相対的なものであるから, 当該賃 貸人に土地所有権取得の効果は生じず、この 場合には、当該賃借人(K4を承継したYら) は、本件土地について(したがって、その所 有者を賃貸人として)有効に賃借権(借地権) を取得している | として、Hらの取得時効の 援用を媒介に、本件土地についてのYらの借 地権の時効取得を認めた。

これに対して、Xは、自分が本件土地の取得時効完成後に本件土地を買受け、移転登記も了した第三者であり、背信的悪意者でもないから、YらおよびH4は、H4による本件土地の時効取得をXに対抗することができない、とする。控訴審は、最判平成18年1月17日民集60巻1号27頁を引用したうえで、本件について、「本件土地は、旧建物を増改築した本件建物の敷地の一部であり、本件競売における期間入札が実施された時点を基準とし

て、その約40年以上も前からその隣接地を賃 借していたKらにより借地の一部として占有 使用されてきたものであり、その間に土地所 有者、賃貸人との間でも全く紛争がなかった ものであるところ,このことは,本件競売事 件記録上も明らかであるから、Xにおいても、 このことを認識して買受けの申出をしたもの と認められる。そうすると、Xは、多年にわ たり本件土地について取得時効を認定し得る 占有がされてきた事実を認識しているという ことはできるが、本件土地を時効取得したH 3 (及びこれを承継したH4) の登記の欠缺 を主張することが信義に反するものと認めら れる事情が存在するとまでは認めることがで きない(この点について、Yらは何らの主張 をしない。)から、同人らに対する関係で、 背信的悪意者に当たるとまでいうことはでき ず,したがって、H4は、Xに対して、時効 取得した本件土地の所有権を対抗できず、Y らも, Xに対して, H 4 が本件土地の所有権 を時効取得したこと自体を主張することがで きないものといわざるを得ない」として、X は背信的悪意者に当たらないことから、本件 土地を取得したことが認められた。

もっとも、Yらは、時効によって土地所有 権を取得し得る者とは別個に, 自ら取得時効 の援用権を行使することにより, 本件土地に ついて有効に賃借権を取得することができる だけではなく、Y自身の賃借権の取得時効の 如何も問題となる。Yらの本件土地の賃借権 の時効取得について、控訴審は、「Kら(K 2, K 4 および K 3) においては, 賃借権者 を, K2, 次いでK4として, 遅くとも昭和 45年8月1日以降,本件建物及びK3居住建 物の敷地(駐車場及び庭部分を含む。)とし て、従前から賃借していた400番1の土地の 一部に加えて、本件土地を含めた土地を一体 のものとして、これを土地所有者〔Hら〕か ら賃借する意思をもって占有使用し, その対 価として賃料を支払っていたものであり、平 成2年7月31日の満了により20年が経過した ものであるから、本件土地の賃借権を取得 (原始取得)したと認められ、本件土地の所 有者に対して、この賃借権を主張し得るとい うべきである」とする。

このようにして時効取得された本件土地の 賃借権を、その後に本件土地を取得し登記を 備えた第三者 X に対抗することができるか、 という問題について,本件建物(未登記)は 旧建物を増改築したものであるから、その経 過は登記されていないと言えども, 旧建物と 本件建物は建物としての同一性が認められ, 旧建物が400番1の土地を所在地番として登 記されていることから、本件建物も400番1 を所在地番として登記されていることになる。 したがって、当該借地権の対抗力は、400番 1の土地に限られ、これと異なる地番である 本件土地については、その対抗力が及ばない ことになる¹⁰⁷。そうなると、Yらは、取得時 効完成により取得した本件土地の賃借権を, 特段の事情がない限り, 取得時効完成後の第 三者であるXに対抗することができないこと になる。これに対して、控訴審は、「Xにお いても、…Kらにより多年にわたり本件土地 について賃借権の取得時効を認定し得る占有 がされてきた事実を認識しているということ ができ」, そして, 「Xは, 不動産鑑定を業と する専門業者であり, 現地を実地見分して買 受申出をしたものと推認されるところ、現地 を実地見分すれば、本件土地は、KらがHら から賃借している400番1の土地の一部と共 に、本件建物及びK3居住建物の敷地として、 一体のものとして使用されており、しかも、 本件建物の住宅部分及びK3居住建物に出入 りするためには本件土地を通行しなければな らず、かつ、本件土地には、両建物のライフ ラインである水道管等が埋設されていること が分かるものである。そうであるにもかかわ らず、Xは、本件土地を購入した動機として、 本件建物等の所有・使用者の占有を完全に排 除して駐車場経営をしようとしたとしているが、本件土地が駐車場経営をするのに適した土地とは到底いえないことが明らかであ」り、

「また、Yらに対して、上記のように本件建 物等の使用に不可欠なものというべき本件土 地の明渡しを求め、かつ、係争中にかかわら ず、本件土地を封鎖する実力行使をし、本件 の解決策として,不当に高額な金銭の要求を しようとする態度を示しているなど,極めて 強硬な姿勢を見せている。これらの事情を併 せ考慮すると、Xには、K4及びこれを承継 したYらの対抗要件の欠缺を主張することが 信義に反するものと認められる事情が存在す るものと認められ、Xは、本件土地について 賃借権を取得したK4の承継人であるYらに 対する関係で, 背信的悪意者にあたるという べきである」として、 Yらの主張を認め、確 かにXは本件土地の所有権を取得するが、そ れはYらの賃借権の負担の付いた土地であり、 したがって、Xの建物収去および土地明渡請 求はいずれも認められなかった。そうして、

「本件競売における物件明細書には、本件土地について『買受人が負担することになる他人の権利 なし』と記載されていたが、他方において、その記載が関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はない旨の注意書きがあり、また、本件競売事件記録上も、本件土地について所有権又は賃借権の時効取得が認められ得ることについての事実関係が記載されていたものであるから、Xが買受人として賃借権を負担することについては、本件競売事件記録自体からも予見可能性が認められるところであり、やむを得ない」とした。

〈コメント〉 本件は、境界紛争型ケースである。土地賃借人が賃貸人の土地所有権の取得時効を援用することができるのか、その場合の援用の効果はどうなるのか、土地賃借人を介して本件土地を時効取得した賃貸人と時効完成後の第三者との対抗問題(「所有権対所有権のケース」)、借地権の対抗力の範囲

の問題(および建物の同一性の問題),土地 賃借人が借地権を時効取得することができる のか¹⁰⁸,そして,本件土地の借地権を時効取 得した土地賃借人(本件土地部分については 対抗要件を備えていない)と時効完成後の第 三者との対抗問題(「不動産賃借権 対 所有 権のケース」)など論点満載の裁判例ではあ るが,以下,本論と関連のある論点のみを取 り上げる。

土地賃貸人Hらと第三者Xとの本件土地を めぐる対抗関係について, 控訴審は, 確かに Xが、土地賃借人Yらを介したHらによる本 件土地の多年の占有を認識していたこと (「悪意」) を認めたが、Hらの登記の欠缺を 主張することが信義に反すると言えるほどの 「背信性」は認められない、とした。つまり、 Xは背信的悪意者にはあたらず、したがって、 Hらは本件土地の時効取得をXに対して主張 することはできない、とされた109。もっとも、 Hらが本件土地の取得時効を援用せず、また は援用できない場合でも、 Yらは、 自らの援 用権に基づいて,本件土地の取得時効を援用 することにより,本件土地の賃借権を有効に 取得することができ、さらにYら自身も、本 件土地について賃借権を時効取得することが できるので、Yらと第三者Xとの対抗関係が 問題となる。

土地賃借人Yらと第三者Xとの対抗関係について、Xは、Yらが多年にわたり、(Hらの本件土地の取得時効の援用による、および、Yら自身の)賃借権の取得時効を認定できる占有を継続してきた事実を認識しており(「悪意」)、しかも、Xは、不動産業者なので、現地を実地見分すれば、本件土地がYらによって利用されており、Yらの居住にとって必要不可欠な土地であるということを認識できた、とされる。また、Xが本件土地を買受けた理由が、本件土地を駐車場として利用することにあったとされるが、本件土地に駐車場としての利用価値はないことが認定され

ている。さらに、Xは、係争中であるにもか かわらず、本件土地に対して実力行使を行い、 本件紛争の解決策として, 不当に高額な金銭 の要求もした¹¹⁰。これらの事情から、Xが本 件土地についてYらの対抗要件の欠缺を主張 することは信義則に反するとされ、Xに「背 信性 | が認められた。したがって、Xは背信 的悪意者にあたるとされて、YらはXに対し て,本件土地の賃借権を対抗することができ る¹¹¹。すなわち、Xは、賃借権の付いた本件 土地の所有権を取得したことになる。しかも, 競売での取得の場合, 物件明細書や現況調査 報告書を見れば,本件土地について所有権お よび賃借権の取得時効の可能性が十分に予見 できるのだから、それにもかかわらず、Xが、 本件土地を封鎖し、高額な解決金の要求まで して, 賃借権の負担を拒否すること(土地明 渡しを請求すること) は、「不動産賃借権 対 所有権 | ケースの判断におけるように、権 利の濫用にあたる、ということもできる112。 もっとも、Yは、Xの請求が権利濫用・権利 失効の法理により許されない、と主張したが、 この点について, 控訴審は判断しなかった。

本判決は、土地賃貸人Hらと第三者Xとの 「所有権対 所有権」のケースだけではなく、 土地賃借人Yらと第三者Xとの「(借地借家 法の対抗力の及ばない) 土地賃借権 対 所有 権 | のケースについて113 も、平成18年1月17 日最高裁判決の判断枠組みが適用されること を示した。しかも、Hらとの関係では、Xの 「背信性」が否定されたが、Yらとの関係で は、Xの「背信性」が認められた。すなわち、 所有権者に対する関係と, 賃借人に対する関 係とでは,「背信性」の判断基準が異なるこ とが示された(賃借人に対する関係の方が緩 い判断基準となる)114。控訴審は、賃借人の 実際の居住・利用利益を重視したとも考えら れる115。

(3) 下級審の裁判例の分析

(イ) 裁判例の整理

以上、境界紛争型または地番争い型ケース に関わる10の裁判例を概観した。境界紛争型 に分類できる裁判例が、【2】、【4】、【5】、 【6】, 【8】, 【10】事件, 地番争い型と目さ れるのが、 $\{1\}$ 、 $\{3\}$ $\{9\}$ 事件、そのいず れとも見ることができるのが、【7】事件で あった116。そうして、時効完成後の第三者 が背信的悪意者であると認定されたのが, 【1】, 【2】, 【3】, 【4】(土地賃貸人·賃 借人いずれに対しても第三者が背信的悪意者 に当たると認定された), 【5】, 【10】(土地 賃貸人に対しては背信的悪意者に当たらない とされたが、 賃借人に対してのみ背信的悪意 者に当たると認定された)事件,背信的悪意 者とは言わないが, 第三者が時効取得者の登 記の欠缺を主張することが信義則に反すると されたのが、【8】事件である。他方、背信 的悪意者に当たらないとされたのが、【6】, 【7】, 【9】117事件である。控訴審と原審と で判断が異なったのは、【3】、【6】、【7】、 【8】, 【10】事件である。原審で「背信性」 が否定され、控訴審で認定されたのが【3】、 (【8】118,)【10】(賃借人に対してのみ認定 された) 事件, 反対に, 原審で「背信性」が 認定されて、控訴審で否定されたのが、【6】、

取り上げたすべての判決で, 土地占有者の 時効取得が認められた(すべてが他人の土地 であった)。短期取得時効が認定されたのが、

【7】事件である。

- 【1】, 【4】(土地賃借人の賃借権), 【7】 事件,長期取得時効が認められたのが,【4】 (土地賃貸人の所有権), 【5】, 【6】, 【8】,
- 【9】,【10】(土地賃貸人の所有権と賃借人 の賃借権) 事件, いずれもが認められたのが,
- 【2】、【3】事件である。そうして、いずれ の判決においても, 時効取得者と時効完成後 の第三者との関係が対抗問題として捉えられ、
- 【8】事件を除いて、背信的悪意者排除論の

判断枠組みでの解決が図られている。各裁判例の「悪意」,「背信性」の認定の仕方を整理 しよう。

(口)「悪意」要件

平成18年1月17日最高裁判決より前の裁判 例では、取得時効による所有権取得(物権変 動)の可能性(長年の占有など)の認識を認 定しているのは、【1】、【3】事件、取得時 効による所有権取得の確定的な認識を認定し ているのは、【2】、【4】、【5】、【6】事件 である。境界紛争・地番争い型ケースでも, 確かに、時効取得による所有権取得(物権変 動)の認識をもって、「悪意」を認定する裁 判例が多いようである。しかし、裁判例を検 討した印象からは、第三者が時効取得による 所有権取得を明確に認識していることを厳格 に認定しているわけではなく, 第三者が時効 取得(物権変動)の可能性を認識している程 度で、すなわち、(時効取得を予想させる) 長年の占有継続の事実で、第三者の「悪意」 を認定しているように思われる。したがって、 当該ケースでの「悪意」の認定は、平成18年 1月17日最高裁判決より前から、(典型的な 二重譲渡型ケース119と比べて,)厳格に行わ れてきたわけではなかった。最高裁は平成18 年1月17日判決で、下級審の裁判例の判断基 準を最大公約数的にまとめて, 第三者に「多 年にわたる占有継続の事実」の認識が「少な くとも」あれば、「悪意」を認定することで、 第三者の「悪意」の認定を緩和した120。平成 18年1月17日最高裁判決より後の裁判例での 「悪意」認定は121,【7】事件では,「〔時効 取得者〕が長年占有していたことを知ってい たこと」(もっとも、本判決でも、第三者は、 時効取得者の権利の取得を認識できただろう) をもって、【9】事件は転得者ケースだが、 時効取得者側からの平成18年1月17日判決の 判断枠組みに基づく背信的悪意者の主張に応 じて、転得者が「長年にわたっての占有」を

知っていたことをもって(もっとも、本件も、 転得者は詳細な調査を行っていることから, 時効取得を認識していただろう)、【10】事件 では、第三者(競売の買受人)が、賃貸人ら の占有について「多年にわたり本件土地につ いて取得時効を認定し得る占有がされてきた 事実を認識していること |, 賃借人らの占有 についても「多年にわたり本件土地について 賃借権の取得時効を認定し得る占有がされて きた事実を認識している」ことをもって、つ まり、取得時効による所有権取得・賃借権取 得が明確に認識されて、その「悪意」が認定 された。したがって、平成18年1月17日判決 より後の裁判例では、平成18年判決の基準に よって、第三者の「悪意」の判断がなされて いる。そうして、【10】事件で、「多年にわた る占有継続の事実」の「多年」が、取得時効 を認定しうる期間とされ、その内容が具体化 された122。(続)

⁷¹ 石田・立教法学74号153頁以下(原審は153・154 頁,控訴審は155頁):大場浩之・登記情報49 巻10号11頁:高橋彩・金判1283号17頁:武川 幸嗣・受験新報680号18頁を参照。

⁷² 控訴審では、Dから明渡請求がなされた、という事実は認定されていない。

⁷³ 判時2013号81頁コメントは、この点、疑問だとする(同感である)。もっとも、売買契約における土地の特定方法の問題自体、重要な論点である(後の研究を期したい)。

⁷⁴ 判タ1239号257頁コメントでは、Xにも同情すべき事情がある、という。Yの占有継続という利益と、事実・権利関係の混乱に図らずも?巻き込まれたXの熱心な?行動・利益を考えるに、Xを保護すべきであると考えるのか(本件係争地2について、Yの必要性(資内)が比較衡量されたのか)。しかし、Xは、従来、係争地がYの所有地であることを前提として行動していた(禁反言)。しかも、本件のYに登記具備の期待可能性は存在しない。別訴事件でのやむにやまれずの主張と言えども、控訴審の判断には疑問を感じる。高橋・金判1283号20・21

頁も, Xが背信的悪意者にあたると考える余 地が充分にある, とする。

- " 広中「物権法」158頁を参照。
- ⁷⁶ 草野・法時82巻 3 号116・117頁を参照。
- 77 武川・受験新報680号19頁によれば、平成18年 1月17日最高裁判決で示された基準を、本件 に当てはめるにあたっては、「①Xの購入目的・ 利用の必要性、②Yが被る不利益の程度、③ Xの認識の程度(Yは正当な占有権原なく利 用しているにすぎないか、それとも適法な権 原に基づく利用を害することを厭わない旨の 認識を有していたか)、④Yの登記不備に関す る帰責性、等が考慮されるべき」とする。
- 78 石田剛・私法判例リマークス40号14頁を参照。
- 79 元来「田畑の界にあるもの」とされる。以下, 寶金敏明「境界の理論と実務」(2009年)を参 昭。
- 80 二線引畦畔とは、公図上二本の実線の長狭線 で帯状に囲まれた無番地の土地で、地券や土 地台帳などの公簿上登録された痕跡のない土 地であり、国有地と解される。
- 81 外畦畔とは、本地たる田畑の所有者の所有に 属する民有地であるとされる。
- *2 法定外公共物とは、公物管理に関する特別法 の適用や準用を受けない里道や公共用水路な どの公共用物とされる。
- 83 公物とは、行政主体によって直接に公の目的 に供されるここの有体物をいう。たとえば、 道路、河川、港湾、公園、公立病院の建物な どがこれに当たる。法定外公共物は、公物に 属する。
- ** もっとも控訴審は、「機能喪失物であるからといって当然に譲与を無効とする趣旨であると解することはできない」とする。
- ** 公共用物の取得時効は認められる(最判昭和51 年12月24日民集30巻11号1104頁など)。
- ** 石田・リマークス40号17頁も,本判決の理由付けは,Y側の行為態様のみが考慮されたわけではなく,Xの要保護性(登記懈怠の帰責性の欠如,不代替的占有利用利益)とY側の利益について,実質的な利益衡量が行われた結果である,とする。すなわち,「Xに登記の期待可能性が著しく乏しいため,Yに取引倫理・競争秩序に違反するという程に明白な行動態様の悪質性が見られない場合でも,より緩やかな要件で信義則違反の烙印を押して,未登記物権取得者を柔軟に保護しようと」し

たものである,とする。そうして,「本判決の 利益衡量は、財貨の効率的利用という観点か らも」首肯できる,とする。

87 石田・リマークス40号16・17頁を参照。石田 は、本判決を、事案の特殊性(係争地の属性 (二線引畦畔)、Xの不代替的な占有利益、国 から地方公共団体への譲与の趣旨(国有財産 特別措置法5条の趣旨)、譲与の無償性、Yの 属性(地方公共団体))に規定されていると言 えども、「物権変動の効力を主張する者に登的状 況から登記による公示の要請がそれほ登記 切期待可能性が著しく低く、同時に客観的状 況から登記による公示の要請がそれほと 働かない局面では、第三者は自らの行為態様 に顕著な悪性がみられなくとも、場合による ては善意でも未登記物権変動の対抗を受ける という一般論の形成に発展してゆく可能性の 萌芽を示している」と評価する。

また、石田・リマークス40号17頁は、Yが現況調査を行っていれば、Xによる本件係争地の時効取得の可能性を予見できたことから、地役権と所有権の対抗関係が問題になった前掲最判平成10年2月13日との類似性が認められる、という。田口・神大ロージャーナル第1号82頁も参照。

- 88 辻伸行・私法判例リマークス41号34頁を参照。
- 89 O (Y) の占有が自主占有と認定されることの問題点は、辻・リマークス41号36頁を参照。 事実関係を見る限り、Oの占有を自主占有と 認定することは困難と考える。
- 90 中間取得者Hは、現地を見ずに、公簿上で、 本件土地の贈与を受けている。その具体的な 背景については検討がなされていない。
- 91 Yは、平成18年1月17日最高裁判決の判断枠 組みに基づいて主張を展開した。
- 92 裁判所による「背信性」の認定の問題点について, 辻・リマークス41号37頁を参照。裁判所は, 本来なら, Yの主張・立証に基づいて, Xの背信性を判断しないとならないが, Xの主張をもとに, Xに背信性がないことを立証している, という。
- ⁹³ 二重譲渡における転得者の扱いについては, 鎌田「民法ノート物権法①」86頁以下,特に90 頁,100頁以下,特に113頁:辻・リマークス41 号37頁も参照。
- भ 転得者をどう扱うかは、本論の対象からは外れるが、二重譲渡をどのように法的に説明するか、という問題に行き着く。判例の立場は、

前掲平成8年10月29日最高裁判決を参照。当該問題をめぐる理論状況については、鎌田「民法ノート物権法①」108頁以下:瀬川信久・民法判例百選I「第6版]117頁を参照。

- ⁹⁵ 瀬川・民法判例百選 I 116頁:七戸克彦・民商 117巻 1 号104頁などを参照。
- 96 本判決(大分地判平成20年11月28日)と同じ く,善意の第三者からの転得者の問題につい て判断を下した東京高判昭和57年8月31日下 民集33巻5~8号968頁(二重譲渡型のケース) は,前掲平成8年10月29日最高裁判決と同じ く,背信的悪意者排除論は,未登記権利者と 転得者との間で,相対的に適用されるべきで ある,とした。もっとも,当該判決は,譲渡 人と転得者とが,実質的に同一人のケースで あり,転得者が,善意の第三者を「わら人形」 として介在させたと見ることもできる。
- 97 絶対的構成をとると、理論的には、中間取得者が背信的悪意者であった場合、転得者は、その地位を受け継ぐことになる。背信的悪意者からの転得者について判示したいくつかの下級審の裁判例(大阪高判昭和56年9月10日訟月27巻12号2228頁など)では、転得者自身も背信的悪意者と認定されているが、それが絶対的構成によるのか、相対的構成によるのか、いずれの立場に立って判断が下されたのかは、明確ではない。相対的構成と絶対的構成の考え方の整理については、瀬川・民法判例百選 I 117頁を参照。
- ⁹⁸ 内田勝一・判タ505号29頁:鎌田「民法ノート 物権法①」90頁を参照。
- 99 辻・リマークス41号36・37頁は,本判決において「XがYとの関係で信義則上本件土地取得の効果を主張できないほどの背信性を有するかについて検討するに」とされていることから,本判決が,絶対的構成と相対的構成の二つの論理を含んでおり,論理が破綻している,とする。

また、辻・リマークス41号37頁では、Xの背信的悪意者性の認定について、裁判所は、Yの主張立証ではなく、Xの主張立証に基づいて、判断しており、裁判所の証拠評価の仕方に問題があるとする(前掲注(92)も参照)。しかし、裁判所は、転得者と未登記時効取得者との関係を対抗関係として捉えているのではなく、転得者の土地取得の態様を評価すると考えている。そうであれば、裁判所が、X

- の土地取得の背信性について、もっぱらXの 主張をもとに判断していることも理解できる。
- 100 したがって、前掲平成8年10月29日最高裁判決で示された 背信的悪意者からの転得者についての判断枠組み(相対的構成)の射程は、善意の中間取得者からの転得者のケースには及ばないと考えられる。同旨、鎌田「民法ノート物権法①」89・90頁:瀬川・民法判例百選 I 117頁:松岡久和・判例セレクト・97・15頁 などを参照。これに対して、辻・リマークス41 号37頁は、本件にも相対的構成が適用されるべきであるが、善意者が介在している以上、転得者が背信的悪意者とされることはほとんどない、とする。
- 101 辻・リマークス41号37頁は, 本判決は, 転得 者の背信的悪意者性が問題になったケースで あって, 第二譲受人の背信的悪意者性につい て判示された平成18年1月17日最高裁判決と は別ケースであり、平成18年判決の判断枠組 みに基づいてなされたYの主張は見当違いで ある、とする。もっとも、事実認定によれば、 本判決の中間取得者 Hは、本件土地を、現地 を一切確認せずに、公簿上の指示のみで譲り 受けたらしい (そのまま放置していたようだ から、H自身の利用の必要性もなかったのだ ろう)。したがって、本件は、中間取得者日が 介在していると言えども、実体は、MX間の 取引とみなすことも可能であるように思う。 そう考えると、Yが平成18年1月17日判決の 判断枠組みに基づいて主張することも分から ないではない。
- 102 転得者の「背信性」の認定基準は, 第二譲受 人のそれよりも、容易に認めるべきではない (厳格に評価されるべきである),とされる。 鎌田「民法ノート物権法①」90頁によれば、 「転得者の背信性を安易に認定すると〔たと えば, 転得者が二重譲渡を知っていただけで, 背信性を認定すると (筆者)〕, 目的不動産を めぐる権利関係を慎重に調査すればするほど 権利取得が困難になるような事態を招来する …。…第二譲渡がなされる時点ですでに転得 者が関与している場合-善意の第二譲受人を 『ワラ人形』として介在させることで自らの 背信性を糊塗しようと画策したような場合-を除いて, 転得者を背信的悪意者として排除 することは回避されるべきであろう」とする。 つまり、背信性を容易に認めると、善意の中

間取得者の処分の自由を損なうことになるのである。内田・判夕505号29・30頁:鎌田「民法ノート物権法①」88頁以下、113頁:辻・リマークス41号37頁:松岡・判例セレクト'97・15頁なども参照。しかし、本件のような係争地に時効取得が絡むケースでは、二重譲渡における転得者のケースとは異なった認定基準が用いられるように思われる。転得者が背信性を阻却するためには、転得者には相応の調査が要求されるように思われる。

- ¹⁰³草野元己・私法判例リマークス41号26頁を参 照。
- 104 Xは、これが所有権および賃借権の取得時効の援用権の放棄にあたると主張した。しかし、控訴審では、単に筆界が確認されたにすぎないとして、援用権の放棄とは認められなかった。
- 105 H 4 が本件競売において買受けの申出をしたこと、また、Xの従業員との電話のやりとりで、本件土地を時効取得していない旨発言したことも、H 4 が取得時効の利益を放棄したことにあたると X は主張したが、控訴審では、これも認められなかった。
- 106判例は、時効援用権者を「時効に因り直接に利益を受くべき者」とする(大判明治43年1月25日民録16輯22頁など)。土地賃借人による、賃貸人の土地所有権の取得時効の援用の可否について判断を下した最高裁判決は存在しないが、下級審では、援用を肯定する裁判例、否定する裁判例が見られる。学説は、「時効により直接利益を受ける者」の範囲を拡大すべきだと主張している。たとえば、四宮和夫=能見善久「民法総則[第8版]」(2010年)403頁以下を参照。
- 107 最判昭和44年12月23日民集23巻12号2577頁では、「建物保護に関する法律(…)一条は、登記した建物をもって土地賃借権の登記に代用する趣旨のものであるから、第三者が石建物の登記を見た場合に、その建物の登記によってどの範囲の土地賃借権につき対抗力が生じているかを知りうるものでなければならず、当該建物の登記に敷地の表示として記載されている土地(更正登記の許される範囲においては敷地の適法な表示がされているものと扱うべきことはもちろんである。)についてのみ、同条による賃借権の対抗力は生ずると解するを相当とする」とされる。最判昭和44年10月28

- 日民集23巻10号1854頁も参照。問題状況については、藤井俊二・不動産取引判例百選 [第3版] 112頁も参照。
- 108 賃借権の時効取得については、前掲注(59): 大久保邦彦・民法判例百選 I [第6版]90頁 も参照。草野・リマークス41号28頁は、賃借 権の時効取得について、疑問を呈する。
- 109 同種の事件である前掲東京地判昭和57年8月 31日(拙稿「時効取得と登記(1)」北星学園 大学経済学部北星論集第51巻1号107頁以下) では、賃貸人による所有権の時効取得が認め られた。本件では、Hらから時効による所有 権取得は主張されていず、また、Xは競売に より本件土地を取得した。事案の特殊性によ るものか。
- 110 競売による取得という事情を考慮するのであれば、Xの「背信性」認定にあたって、Xの本件土地取得の動機・目的は、重要な判断材料ではないように思われる。何らかの負担が付着していることを知って本件土地を買受けたことと、実力行使や不当な金銭要求をしたこと(権利濫用)が、背信性認定のポイントになったのではないだろうか。
- 111本判決では、結局、本件土地には本件建物が 侵出していないことが確認されているが、本 件土地は、Yらによって本件建物への通路ま たは駐車場として用いられており、 Yらの居 住にとってライフラインである水道管なども 埋設されている。本件土地の賃借人Yらと第 三者Xとの関係は、地役権と所有権の対抗関 係について判断を下した前掲平成10年2月13 日最高裁判決の判断枠組みを適用して解決す ることも可能であったと考えられる。Xは、 不動産業者でもあり、実地見分すれば、Yら による居住・利用の事実を明々白々に知るこ とができる。したがって、Xが本件土地の取 得を主張して、Yらの賃借権の主張(賃借権 の時効取得)を却けることは,信義則上,許 されないと構成することも可能か(平成10年 判決の「地役権 対 所有権」の関係は喰うか 喰われるかの関係ではないが、本判決の「不 動産賃借権 対 所有権」は喰うか喰われるか の関係である,という違いがある)。しかも, 本件の場合, Xは競売によって本件土地を取 得したことから,本件土地の占有・利用状況 については、(現地に行かなくても) 認識でき ただろう。したがって、Xが、Yの対抗要件

の欠缺を主張することは信義に反する,と主 張することも可能であったように思われる。

- 112 「不動産賃借権 対 所有権」の対抗問題につ いては、借地権(605条)または建物の登記 (借地借家法10条) がなければ、原則として、 土地の譲受人は、借地権者に対して建物収去・ 土地明渡しを請求することができる。しかし, 所有権者が, 賃借権の存在について悪意であ り、かつ、対抗要件の欠缺を主張することが 信義に反するような事情がある場合には、賃 借人に対する明渡請求は,権利濫用にあたる とされる(最判昭和38年5月24日民集17巻5 号639頁:最判昭和43年9月3日民集22巻9号 1817頁など)。野澤・速報判例解説87頁は, 「不動産賃借権 対 所有権」の権利濫用論が、 背信的悪意者排除論と,実質的には同じ判断 枠組みである, とする。裁判所が, 対抗問題 を解決するにあたって、事案に応じて (?)、 背信的悪意者排除論構成, 信義則違反構成, 権利濫用構成と異なる法律構成を採ることに ついて, それぞれの法律構成の特性, それぞ れの関係(互換性はあるのかないのかなど) について、総合的な検討を行う必要があると 考えている。次の課題である。前掲注(111), 後掲 (113) も参照。
- 113本判決により,借地借家法による対抗要件を 具えることができない土地賃借権の保護の一 つの枠組みが示されたとも解することができ る。最判昭和40年6月29日民集19巻4号1027 頁(藤井・不動産取引判例百選112頁)を参照。
- 114草野・リマークス41号28頁は,本判決によって,平成18年1月17日最高裁判決の判断枠組みが土地賃借権にも拡張された,とする。
- ¹¹⁵ 拙稿・北星論集第51巻1号107頁以下,特に110 頁も参照。
- 116境界紛争とは、土地の一部が、隣接する甲土地および乙土地のいずれに含まれるか、という争いであり、地番争いとは、係争地が、隣接する甲番地か乙番地か、という争いであると定義する。草野「取得時効と登記」(同「取得時効の研究」所収)202頁注(18)を参照。
- 117本判決(大分地判平成20年11月28日)は、転得者Xと未登記時効取得者Yとの対抗問題として解決されたのではない、と考える(絶対的構成)。したがって、厳密には、対抗問題としての「時効取得と登記」の問題を扱う本論の対象からははずれることになる。Yが平成18

- 年1月17日最高裁判決に従った主張を展開しているために、裁判所はそれに応接して、「悪意」と「背信性」の判断がなされた。
- 118背信性が認定されたのではなく,登記の欠缺 を主張することが信義則に反する,とされた。
- 119二重譲渡型ケースでは、前掲昭和43年8月2 日最高裁判決に見られるように、「実体上物権 変動があった事実を知る者」(前掲注(14)を 参照)と、物権変動の明確な認識が要求され ているようである。もっとも、学説では、背 信的悪意者の「悪意」が個別に論じられるこ とは少ないように思われる(「背信性」につい ての論述・検討に包摂されている)。たとえば、 北川・判評120号23頁以下、判評121号15頁以 下:「新版 注釈民法(6)物権(1)[補訂 版]」673頁以下、特に686頁以下[吉原]を参 照。二重譲渡型ケースの悪意の対象が何であ るかを明確にすることの困難さについては、 辻「民法177条と悪意の第三者」498頁以 下、507・508頁を参照。
- 120石田・立教法学74号164頁は、平成18年1月17日最高裁判決が、「統一性を欠いていた悪意の対象を緩やかな内容に収斂させ、厳密な意味での所有権取得に対する認識を要求しないことを明らかにし」た点で、「従来の下級審裁判例の蓄積を単に追認したという以上の意味がある」とする。他方、関・判評577号14・15頁は、平成18年1月17日判決は、「悪意」の内容を具体化したにすぎないと考えているようである。拙稿・北星論集51巻98・99頁も参照。
- ¹²¹東京高判平成20年10月30日(【8】事件)では, 「悪意」は言及されていない(もっとも,第 三者(譲受人)は当然,長年の占有の継続・ 時効取得の可能性を認識できただろう)。
- 122 東京高判平成21年5月14日(【10】事件)では、 長期取得時効が認定されている。したがって、 裁判例の「多年」は、長期取得時効期間が想 定されていると考えられる。拙稿・北星論集 51巻1号98・99頁、前掲注(20)も参照。
- ※前号(「取得時効と登記(1)」北星論集51巻 1号)95頁の左段6行(最判昭和33・8・29 民集12巻12号1936頁)を、(最判昭和41年11月 22日民集20巻9号1901頁)に、左段10行(最 判昭和35・7・27民集14巻9号1871頁)を、 (大連判大正14年7月8日民集4巻412頁:最

判昭和33年8月28日民集12巻12号1936頁)に 訂正する。

※前号115頁注(14)「最判昭和43年8月2日民集22巻8号1571頁では、」以下を、「<u>実体上物権変動があった事実を知る</u>者において右物権変動についての登記の欠缺を主張することが信義に反するものと認められる事情がある場合には、かかる背信的悪意者は、登記の欠缺を主張するについて正当な利益を有しない…」に差し替える。